慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国工場法の淵源
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.5 (1910. 5) ,p.606(102)- 616(112)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100515-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

此兩國民が等しく憲法を以て國民的精神の發現、國民安寧の保障なりと看做すの點なる可し。獨米兩國民は等しく自國に於ける文化及び物質的福祉が長足の進歩をなしたるの事實を以て主として强固なる團結の賜なりとなすものなり。然り而して斯かる團結が合衆國に於て維持せられ、獨逸に於て創設せられたるは決して一朝一夕の業に非ずしてリンカーン、ビスマークの如き偉人傑士指導の下に幾多の犧牲が捧げられたるの結果に外ならず。獨米兩國民は共に聯合制度の利益を承認す。蓋し此組織たる一局部の利益が全部の利益の爲めに無視せらるゝの弊を防止するのみならず、堅實なる分權主義理想的の自治制度を保護するものなればなり。彼等は實に其年來保持し來れる歴史的地位を固守せんが爲めに小心翼々たるものあるなり。吾人は新たに憲法的危機を惹起することなく、憲法上合法なる手段方法によりて漸次憲法の進歩發達を遂げ以て國利民福の進捗を來さんことを希望するものなり。吾人は又同種民族の觀念、國家組織の類似及び政見の一致が此大帝國と大共和國との間に存する友誼關係、深厚なる同情を增進するに貢獻する所あらんことを祈るものなり。(終)

英國工場法の淵源

高橋誠一郎

吾人が既に本誌上に於て一言せしが如く工場法制定の當否を論ずは十九世紀の問題なり。歐洲諸國に於ては之が實行の時代に進みてより早く既に幾多の星霜を經たり。先年吾が政府當路者亦泰西の立法例に倣ひ吾が國情を酌酌考量して工場法案を制定し、普く江湖の批評に備へ、客年復た別個の案を草して前議會に提出せしも、然も軈て政府自ら其不備缺陷少なからざるを認めたりと稱して之を撤回せり。知らず、吾國に於て工場法の發布實施を見る果して何の日ぞ。吾人は暫く退いて先進國に於ける工場制規發達の跡を稽ねんとし玆に先づハッチンス及びハリソン、グック、テーラー、ブレンターノ並にカンニンガム等の名著より抄譯

補綴して一千八百〇二年の工場法的規定の性質並に其制定の理由を述べんとす。

(一)

産業上に於ける人民相互の關係は單に之を各當事者の間に存する契約に委するのみにて足り、特に外部の監督干渉を必要と爲す可き事項に非ずとの思想は極めて近代に至つて發生したるものにして、從來久しく監督干渉を受く可き第一のものにして且つ最も顯著なる場合なりと思惟せられつゝありしなり。之を例せば古代の埃及アッシリアより近く十八世紀に於ける英吉利並に十九世紀に於ける北米合衆國に至るまであらゆる奴隷の所有を認めたる史上有名なる諸國に在りては其嚴密の度に多少の相違てそあれ孰れも皆此國家的事項に對し法律を以て制規するの必要を感じたるなり。英米の耕地にては奴隷の勞働時間は頗る精細に制規を受け、奴隷使用者は其奴隷に對し休息及び食事の爲めに相當の時間を與ふるの責任あり、且つ彼等を驅つて過酷過重の勞働に服せしむることを禁じたり。卽ちヂョージ四世の法律に據れば各奴隷は朝飯の爲めに二時間、收穫時には一時間半を與へらる可く、之を犯すものは五十磅の罰金を課せらる可きの規定あり。尙ほ同法には各所有者若しくは管理者は其奴隷に對し佳良且つ衛生的なる食物の充分なる量、乾燥にして居心地好き宿舍、相應なる衣服並に醫藥上の救助を與ふ可く、更に進んで其所有地内のあらゆる老衰、虛弱及び疾病に患める奴隷を扶持し慰安を與ふるの責任を有せしめ、之に違背する者に對しては各個の場合に一百磅の罰金を課せり。希臘及び羅馬に於ては積極的勞働法規存在せしに拘らず尙ほ之に嫌らずして市民團體に依つて承認せられ、時に任用せられたる大勞働同盟の在る有りて等しく這般の任務を行へり。東洋諸國にては彼の階級(キアスト)の制度が長く同一の目的を達し來りしなり。歐羅巴にては中世暗黑時代の末葉より重なる近世的國家の勃興に至るまで這個産業制規の責務は最高權力の明示若しくは暗

默の承認に基き職業組合（ギルド）並に都市自治團體の上に存し、彼等は嚴重に勞働時間を制限して通常一日八時間と定め、夜間並に日曜日の勞働を禁止し、幼年勞働者の使役を禁じ、不正職人を罰し、時に或は未だ貫徹すること能はざる現代の希望、卽ち一週一回の强制的半休日の制をすら設けたり。其後國家の手に諸般の權力悉く集中せらるゝに至り產業制規の職能亦國家に移り、勞働時間は大に延長增加せしめられたり。曾てクロムウエルが耶蘇降誕會、復活祭及び聖靈祭當日の祝祭を廢止するや、徒弟等は法律を以て一ヶ月一日の休日を制定せんことを議會に請願し、議會は之を容れて毎月第二火曜日を特に選定して之に當てたり。然れども一國の產業次第に進步し、人民の生產能力愈よ發達するに從ひ、各個人は漸次諸般の拘束干涉より脫し自由に其力を試みんとするは當然の理にして「各個人をして己が欲するが儘に行動せしむ可し、彼は完全善美なる政府よりも遙に能く自己の利害得失を熟知せり、彼は當に彼自身の君主たる可きなり、一切の拘束干涉は悉く皆廢棄す可し、爲すに委せよ、過ぐるに委せよ、赴くに委せよ、世界は自ら動くなり」との個人主義の經濟學說勝利を得て、國家は其產業制規の全責任を悉く拋たんとするに至れり。而して工場制に依る近世の產業が英吉利に移入せられたるは當に此秋に於てなり。新產業組織は一地點に集中せるを以て殊に制規拘束を蒙らざる勞働使用より流出する害毒の如何に甚しきかを前代に比して遙に明白に江湖に曝露せり、而して自ら之が消毒劑を投ずることなきなり。當初工場制工業と其勢力を爭へる家內工業制度は前者に比し分散的にして人々の注意を惹起することと少なく、且つ其繼續せる間に在りては自由競爭はさまで激甚ならず、各個の勞働は尙ほ著しく習慣の支配を受けつゝありしなり。加之、新產業組織の起りしは恰も前代の保護援助が悉く地を拂つて去りし時代にして、奴隸制度の下に存したる奴隸所有者の物質的負擔、隸農制度莊園制度に於て暗默の間に承認せられたる諸般の義務、種族若しくは地方團體の間に於ける親權的獨裁、法律若しくは宗敎に依りて許容せられたる德義的庇護は謂ふもさらなり勞働者自身の間に存したる保護監督に至るまで皆悉く消滅せるなり。卽ち斯くの如き時相こそ世人を驅つて其點に關し社會が各個人民に對し如何なる義務を負擔せざる可らざるかの問題を再び攻究せしむるに至りたる動因にして、遂に工場法規として知られたる前代未聞の成文法の制定を誘致したるなり。

（三）

通常名けて工場法と呼ぶ勞働時間並に勞働條件を制規するを以て主眼と爲せる法典が初めて英國議會を通過したるは實に一千八百〇二年にして、工場法の淵源正に此に存す。一千八百〇二年の法規は過重勞働並に不健全なる勞働狀態よりして年少にして羸弱なる勞働者の健康を保護せんとの確然明白なる目的を以て立案せられたるものにして、同法規が從來の法制と分離す可き新奇なる性質を有し立法史上に新時代を畫するに足る特徵を有するは制規の實質にあらずして其立法の動機及び目的に存するなり。此新法規と中世の勞働法規若しくは手工座の規定との間には毫末の類似存することなし。彼の有名なるエリザベス朝の徒弟條例は、洵に故ジェヴオンス敎授が其著「勞働と國家との關係」に於て斷案を下せるが如く、勞働を制限せるものにあらずして却つて之を賦課したるなり、換言すれば過勞を禁じたるにあらずして怠惰を禁じたるなり。卽ち同條例は三月中旬より九月中旬に至るまで時間ぎめにて雇はれたる工匠並に勞働者は總て午前十時若しくは其以前より勞作を行ひ、それより勞務を續けて午後七時より八時の間に至るまで之を止むること能はず、唯だ一日二時間半の休養を飮食の爲めに許與するに過ぎずして、一日の法定勞働時間は少くとも十二時間と規定せられたり。而して他の季節に於ては單に日出より日沒まで規定せらるゝに止り最長勞働時間に至りては全く規定する所なきなり。彼の手工座が夜間の執業を禁止したるは半ば製作品の品質

を維持せんとの希望に基けるものにして夜業の爲めに下等品の製造せらるゝを避くるの趣旨に基き、休日の制を設けたるは半ば宗教上の動機より來りたるものにして、又恐らくは兩者共に規律正しき市民は祭日に寺院に參詣し夜間は安かに睡眠を貪る可きものにして這般の習慣を墨守せる秩序正しき市民が之に違犯せる者の競爭に依つて其職業を沮害せらるゝの不都合を防遏せんとせるに基くものなる可し。此等諸制規は或は產業の效程及び名聲を維持せんことを計り、或は勞銀及び徒弟問題を決定し、或は都市に於ける時代遲れの手工的產業組織を維持し、制規を受けざる所謂自由工業の地方に勃興するを防がんとせるものにして、幾多の制規はそれ〴〵多大なる興味を有し、且つ勞働組合、膏血制度其他の近世的問題を含有せざるに非ずと雖も、然も今日の工場法に依る健康の保護と些の共通點あることなし、故に吾人は玆に英國工場法の起源を尋ぬるに當り毫も之を顧みるの要なきなり。工場制規の運動は實に產業問題に對する新なる人心の傾向より發したるものにして十八世紀に於ける文明進步の結果に外ならざるなり。遮莫其起源に於て工場法は範圍及び目的全然之と無關係なるが如く見ゆる古代の立法と密接に連結せる所あるを忘る可らざるなり。

（三）

一千八百〇二年の工場法は工場監督の必要を有識的に認めたる者なりと稱するよりも寧ろ前代の救貧法の擴張と看做すの適當なるを覺ゆるなり。近世に於ける救貧法の基礎全く成りしはエリザベス女王の御宇なりと雖も、然も同法の制定を促したる事由は既に其源を約一世紀以前に起りたる彼の職業組合の分散、並に宗教的團體の崩壞に發したるものと謂はざる可らず。此等の大團體が存續せし間は孰れも自ら貧弱、無能の人々を救護するの任に當り、其責を盡し來りたりと雖も、其崩壞分散と共に這個の任務は當に國家の肩上に落ちたり。然れどもエリザベス朝の救貧法は單に從來の救護の任務を踏襲するを以て足れりとせず、更に

一歩を進めて積極的政策を執れり。卽ちそは啻に强制的に徵收したる稅金を以て無能力なる貧民を救助するの策を畫するに止らず、同一財源に依り其體質勞働に堪へ得るものに原料を支給し之を强要して勞働に從事せしめたり。斯くの如くして同法當初の目的は立法的施設に依つて貧窮と共に併せて怠惰をも防止せんとするに在りしなり。此法案が議會を通過したるは一千六百〇一年にして、爾來主として行政的手續に於て三四の改正を經たるのみにて一千七百二十二年に及べり。同年に至り救貧法の施設は更に歩を進めて、製作場の設立を企圖し數寺區合同して製作場を建設し、勞働に堪へ得る體質を有する者にして此所に入りて勞働するを欲せざる者に對しては寺區は之が救護を拒絕するの權利あるものと看做せり。實際上幾千の寺區が此救貧法の規定を利用し得たるやは今より確知することを能はず、唯だ其當初に於て之を實施したるものの著しく多數に上りたると共に、更に多數のものは斯くの如くして其負擔を一層增大することを拒めるは事實なり。サー、フレデリック、エデンは其著「窮民事情」に於て一千七百二十五年に刊行せられ同三十二年に再版せられたる一書を引用して國內各地に於ける此種の設備約一百以上に上れるを報せり、而して尙ほ多數のものは近世工場制度發生の當時に至るまで殘存しつゝありしなり。之に關し最も善く引用せらるゝ所のものは一千七百五十七年の交に出版せられたるダイア博士の作詩「羊毛」一篇なり、而して尙ほ此以外に著しく的確なる叙述を爲せるもの有りしならんには這個陰暗不明の問題に對し有用なる光明を投ずることを得たりしならん。此救貧法の規定を幼年者に適用したるものは卽ち徒弟の制度なり。徒弟使雇の制度はヘンリー四世第七年並にヘンリー七世第二年の法令を首として從前の法典中にも規定せらるゝ所有りしと雖も（ヘンリー七世第二年の法令は主としてノルウイッチの製絨職並に織物職の所要に關するものなり）、然も此等は殆ど親が其兒童を奉公に出すの權利を制限するの目的を以て制

定せられたるものなりしなり。エリザベス朝の救貧法は孤兒及び貧兒は其所屬寺區に於て徒弟となり、寺區吏員の選擇に從ひ該區若しくは他所に於て使役せらる可きを規定せり。其後ヂョージ三世第七年の法律は更に多大なる注意を以て支拂はる可き料金並に使雇の期間を制規せり。十八世紀の末年に至り新產業制度の勃興に伴れて著しく增大せる年少勞働者の需要に應ぜんとして急速に增加し來りしものは此寺區徒弟なり。

（四）

多數の貧兒孤兒が使役せられつゝある製作場內部の光景は如何なるものなりしか。古記錄に徵して些か其實狀を描出せんとす。一千七百三十二年に記述せられ同八十六年に再版せられたるものにして製作場內に居住して種々の職業に從事しつゝある幼年及び成年の情況を記するものあり、其內に塡絮を選り分くる仕事に就きて記述せるあり、記者は是を以て理想的健全なる職務なりと思惟せり。彼曰く「塡絮を選り分くる者は斷えず其拔爾撒謨の香氣を以て心身を爽快ならしめらる。紡手分び編手の勞働は至極穩和にして老幼男女孰れにも適せざるなく、同時に殆どあらゆる手工に從事するに適せざる底の年少者にも亦好く適應せり」と。勞働時間は食事時間を除き夏季は午前六時より午後六時まで、冬季は七時より五時までと定められたり。ウードの記錄に據ればシュリユースブリー製作場に於ては五歲に達したる兒童は直ちに紡績室に入りて勞働に從事し規定の勞働時間終了後夜學に出席して授業を受くるなり。ロバート、ポーターの「救貧法の觀察」に據るにバルチアムプ製作場にては「三歲より五歲までの兒童は學校に在れども、五歲よりして其製作場に止る間は割當てられたる時間中製作室に在りて勞働するなり。彼等が少さき容貌に滿足の微笑を湛へつゝ忙し氣に勞働しつゝある光景は洵に興味あるものたるなり。孰れの製作場に於ても殆ど全く十一歲以上の兒童を見ることなきは殊に觀察者を歡ばしむる所なり、監督者及び保護者等は兒童の能力にして勞働に耐

ゆるに至るや直ちに之に職を與へ、近隣の農夫は進んで之を許容するなり」と。斯くの如く救貧法の施設に就きて讃美の詞を吝まざりし記錄の類は尙ほ幾多之を引用することを得るなり。洵に幼年勞働に對して贊成の意見を有するは十八世紀の特徵にして、毛織物業に於ては未だ幼年の域を脫せざる兒童が斷えず其父母と共に家庭に在りて勞働に從事し、其情況を目擊したるダニエル、デツフオー等は驚喜の極歎美の聲を漏すを禁ずる能はざりき。卽ちデツフオーが其「東部諸州巡遊記」に於て謂へるが如く「年齒漸く四五歲に達せるのみなる兒童が自ら勞して自己の麵麭を贏得し」軟弱き雙手に自ら生を營みつゝあるの有樣は恰も社會の理想境として彼等の眼に映ぜしなり。斯くの如く現代と全然思想感情を異にせる當時の人々の意見を了解せんと欲せば吾人は須く先づ數世紀に亘りて民心を恐駭せしめつゝありし貧民問題を回想せざる可らずヘンリー八世時代の「勇猛なる乞丐」並にエリザベス朝及びシチユアート王時朝代の窮民は實に當時の英國民を襲ひたる大夢魔なりき。サー、マシユー、ヘールは一千八百八十三年に公にしたる救貧問題に關する著書に於て述べて曰く「王國內に於て日々增加しつゝある貧家族は人生の正道を辿りては到底職を求め得可き適當の途なく、從つて自己並に其兒童の爲めに糊口の資を得ること能はず已むなく兒童を訓練して乞食若しくは盜賊を常業とし然らざれば無賴懶惰の遊民たらしむるに至る、而して彼等は更に之を其兒童に傳へ、斯くて敎育を受くる能力を缺き有利に使雇するの途なき天下の有害漢、少くとも無用の懶民は漸次其數を增加するなり」と。更に粗雜なる論法を以て其經濟的方面を論述したる者はサー、ウイリアム、ペチーなり。彼は其著「統計學（ポリチカルアリスメチック）」に於て曰く「人類總數の四分の一は殆ど勞働を期待すること能はざる七歲以下の男女兒童なり。……「英國々情」著者の所言に據れば六歲以上十六歲までのノーウイッチの兒童等は其費消する高以上に年々一萬二千磅を贏得すと謂へり。而して竈稅の計算に表れたる

が如くノーウイッチの人口は英蘭全人口の三百分の一、全世界に於ける英國王の臣民總數の約五百分の一に該當するが故に結局六歳より十六歳に至るまでの陛下の臣民は總體に於て其費消する高以上に年々五百萬磅を贏得し得可き理なり」云々と。一千七百七十年に現れたる「職業論」の著者は公費を以て養育せられたる兒童にして四歳に達したる時は之を州立製作場に遣す可きを主張せり。「此製作場に於ては兒童等は一日二時間讀方を教授せられ、其餘の時間を以て各種の製造業中其年齡體力及び能力に最も好く適應せる常務に使雇せらるるなり」。「彼等は斷えず少くとも一日十二時間使役せらるゝを以て……勞働は遂に彼等に取りて愉快なる業と爲り、吾人は次期の人民をして不斷の使雇に慣れしむることを期待し得るなり……斯くて兒童等が斷えず勞働に從事す可く訓練せられたるよりして吾人は勞働の代價の下落を豫期せんとするなり」。然れども不幸にして斯の如き利益の背面に潜む幼年勞働使役の結果たる經濟上社會上の害毒は十八世紀の末葉に至るまでは未だ以て明確に知悉せらるゝことなかりき。兒童等は果して家内工業時代に比し初期の工場制工業に於て一層激烈なる勞働に從事せしや否やは頗る困難の問題にして俄に斷定を下し難き所なり。ロバアト、オーウエン並に彼と同時代の博愛主義者は孰れも勞働時間は著しく延長せられたるを明言せりと雖も、長クック、テーラーは其「製造工業地視察錄」に老職工との問答を記載せるが、其談る所に據るに兒童の境涯は機械使用以後よりも却つて舊產業制度の下に於て凶惡なりしこと多しと云ふ。「彼等憐む可き小動物は漸く銷磨することを得るに至るや直ちに勞働を強ひらるゝなり、彼等の父母は最も苛酷殘忍なる職業監督者たるなり」。棚架組合業に於ては勞働時間は午前五時乃至六時より午後十時に至り、多數の婦女及び兒童は每日此長時間の間使役せらるゝなり。アダム、スミスは其著「國富論」中に於て「牧羊者は多くの閑暇を有し、農夫も幾分之を有すと雖も、製造業者に至りては全く

之を有することなし」と謂へるは何人も熟知する所なるがスミス時代に在りて製造業者と稱するは手繰紡績職及び織物職を意味するものにして、當時の慣習として彼等は一般に自己の勞作する間は絶えず其兒童を傍に使役するの常なりしなり。遡莫、十八世紀に於ける兒童勞働に關しては資料甚だ充分ならず統計的にして精確なる研究を試みんとするは頗る難事たるを以て吾人は單に文學的にして然も多少一方に偏したる報道を以て暫く滿足せざる可らず。(此問題に關しマコーレーは其著「英國史」に於て、カール、マルクスは「資本論」に於て兩々相反せる意見を以て論述する所ありと雖も、然も此等兩大家は孰れも莊重華麗なる筆致を以て其意見を唱說せられたるに拘らず、吾人は窃に其所論が證明し盡されたるや否やを疑はざるを得ざるなり)。然れども產業革命以前に在りて甚だ幼弱なる兒童が自己の家庭に於て、將た或は救貧法の規定に據り徒弟として廣く使役せられたるは事實にしてピールの時代よりも遙に以前に於て徒弟制度に關し不信疑惑の念を抱持したる者あることと亦疑なき所なり。既に引用したる一千七百三十二年の記者は製作場に於て女兒は十二歳、男兒は十三歳に至るまで種々なる道に彼等を訓練使役し、一般徒弟年限を短縮せんことを主張し、斯くて彼等にして職業に就くと殆ど同時に自活の資を得せしめんとし、更に進んで論じて曰く、是に由りて同時に「寺區吏員が經費を節約せんが爲めに兒童の教育幸福等は毫も顧慮する所なく苟も彼等を使雇せんとする者ある時は其親方たる者の人物如何を問ふことなく兒童と共に與へらるゝ極めて少額の金子に眼眩みたる卑賤なる者に對しても之を賣渡し成る可く早く其負擔を免れんことを期し、爲めに兒童の生涯を犧牲と爲すの大惡弊を矯正するを得可し」云々と。フェルキンは「器械製股引及び組絲の歷史」中に於て寺區は時々其手より一人の徒弟を拉し去る者に對しては五磅を下附す可き旨を申出でたることを記述せり。ウイリアム、ベエレーは一千七百五十八年に著したる「製

作場に於ける貧民の使雇に就て」なる論文に於て寺區徒弟が其親方の爲めに冷遇酷使せらるゝの狀を明にし「此等の貧兒にして其徒弟年限を終了したる者稀なり。而して其多數は冷遇酷使の極、往往警察を煩すが如き背德破廉耻の人物と爲るに至る」と謂へり。之を要するに貧兒の境涯は例へばシュリユースビュリーの製作場の如き其待遇慈悲懇切を極めたる例外なきに非ざるも決して幸福なりと謂ふ可らず。有名なる慈善家ジョナス、ハンウエーは後に至つてシャフツビュリー伯が工場内の幼年工の同情者として表れたると等しく製作場に於ける兒童の選手として江湖に彼等の悲境を訴へたるが一千七百六十七年に公にせる其著「年少國民の地位」並に其他の著書は十九世紀に於ける幼年使雇の情況を報道せるものと對照して決して陰暗たる色彩の淡きを覺えざるなり。寺區の重なる目的は兒童の負擔より免れんとするに在るものゝ如く、而して嬰兒時代に以て死を免れ辛じて媒姆の手より脱し得たる者（明に之れ多數には非ざりしならん）は方法を選ばず場所を問はずして徒弟と爲さるゝなり一千七百六十七年庶民院は委員を選任して寺區に於ける貧兒の壽命に就きて調査せしむる所ありしが其結果は眞に戰慄す可きものあり、斯くて議會は新法案を通過し毎週兒童一人を扶助するが爲めに二志六片を支給し且つ滿一ヶ年間寺區の嬰兒を保育し得たる慈悲心深き媒姆に對しては十志を與ふることを規定せり。（完）

教育史上の自然主義（中）

石田新太郎

ジャン、ジャック、ルーソー。ルーソーの性格は強點と弱點、眞實と虚僞、牽引力と反撥力と云ふが如き全く反對なる兩性質の結合せるものなり故に氏の理想目的の眞價を解し且つ大半は氏の學說より出でたる理想界の運動、社會の組織を了解せんと欲せば吾人は須らくルーソーの人格並びに其觀念發表の形式に關する偏見は一切之れを放擲せざるべからず、吾人が教育思想の發展に關する氏の學說を知らんと欲せば殊に然りとす、ルーソーは偉大なる思想を言語に托するに非凡なる能力を有せり、然れども自らこれを實現するの能力に至つては甚微弱なりき、明晰なる見識と更に意力の訓練に缺如せり、ルーソーは已に許多の人士が發表して而かも何等の奏効なかりし思想に對して新刺戟と新生命とを與へたるものにして氏が世界の歷史上に一大勢力をなすは實に是れがためなり、ナポレオン曰く「ルーソー無かりせば佛蘭西革命は遂に起らざりしなるべし」と、始めて平民の福音を說き實効をあげ教育は彼等が生得の權利なりと絶叫したるものは卽ちルーソーなり、由來氏の教育の思想並びに實行の上に有力なる革命を起したるもの個人としても將た團體としても其例を認めず、ルーソーは當時知識界並に道德上の活動を以て有名なりしゼネバ市に生れたり、本市はガルヴィニズムの源泉にして熱心なる道德的生活、純潔なる家族の關係、簡易なる社會の秩序並に自由政治盛んに行はれルーソーが後年の定住地たるパリ府の淫靡奢侈にして百事人工的不道德なりしに比せば著るしき對照をなせるの地なり、氏が若年の教育は一種怠惰の生活なりき、卽ち幼にして讀書を學び小說の耽讀に其少年時代を空過し、之れがため氏の天性は益々感情的情慾的に傾き更に數年の間形式的教育を受けたりと雖も之れによりて氏が已に享けたる性格を根本より變ずには至らざりき、十二歲にして氏は或る商賈の丁稚小僧となりたれども之れによつて氏は其職業を覺えずして却て欺僞、怠惰、不正直を學びたり、之れ氏が天性の然からしめし處なり是より四年の後益々其感情を縱にしたる結果正に普通の浮浪漢と化し去り斯の如くして更に數年を費やし氏は竟に自然を愛し自然を知るの途に出でたり、然も尙氏の性格中に最も强大なりしは感情と情慾となりき、偶ま一僧侶の好意によりて一回の食事に一杯の酒を與へられたる一動機により氏は遂に心機を一變するに至れり、此僧侶は氏が他日サボイヤービカとして神化したる人物にして其偶發事に由り爾後多年の生活を一變せり、吾人がルーソーの生涯に關してか